頂戴した情報は、日本銀行において、①出資者原簿を作成する事務、②配当金を支払う事務およびこれに付随する事務、ならびに③ご提出者様との連絡調整およびこれに伴うご提出者様の本人確認に利用します。ただし、生年月日についてはご本人確認のみに、個人番号については、所得税法の規定により作成する配当金の支払調書に記載して税務署長に提出する事務を遂行する目的にのみ利用いたします。

確認書類

― ご提出いただく書類等についてご不明な点がございましたら、日本銀行本店（照会先：文書局総務課出資証券グループ　電話０３－３２７７－３０９５）にお問い合わせください。

― 所得税法の規定により、日本銀行備付けの出資者原簿に、ご提出いただいた書類の名称を記載いたします。

日本国内にお住まいの個人の方

― 外国にお住まいの方は日本銀行本店（照会先：同上）にお問い合わせください。

➢ マイナンバーカード（個人番号カード）※の表裏（両面）

※ プラスチック製の IC チップ付きカード

または

➢ 下表の左右の欄から適宜各１つ（本人確認書類の②については２つ）の書類

― 日本銀行本店（文書局）窓口にお持ちいただく場合は当該書類の本書を、郵送（簡易書留などをお勧めします）もしくは証券会社等経由による場合は当該書類（氏名、住所および個人番号が記載されている箇所）のコピーをご提出ください。

個人番号確認書類	本人確認書類 注：個人番号確認書類の氏名・住所と同一の氏名・住所が記載されているものに限ります。
① 通知カード ※提出時の氏名、住所等が正しく記載されているものに限ります。	①運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
② 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ※ただし、この場合、住民票の写し・住民票記載事項証明書を本人確認書類とすることはできません。	②（①が困難である場合、以下の書類のうち２つ）公的医療保険の資格確認書、年金手帳、住民票の写し・住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、国税もしくは地方税の領収証書、納税証明書または社会保険料の領収証書

― マイナンバーカード、運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書等については現在有効なものに限ります。

― 運転経歴証明書については H２４．４．１以降に交付されたものに限ります。

― 住民票の写し・住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、国税もしくは地方税の領収証書、納税証明書または社会保険料の領収証書は６か月以内に発行されたものに限ります。

― 公的医療保険の資格確認書のコピーを提出する場合には、被保険者証記号・番号等（QR コードを含む）が判らないよう、年金手帳（氏名・住所の記入があるページ）のコピーを提出する場合には、基礎年金番号が判らないよう、黒く塗りつぶす等の処理をしたうえで提出してください。

― 旅券のコピーを提出する場合には、顔写真のあるページのほか、氏名・住所の記入があるページ（所持人記入欄）のコピーも提出してください。